

また、機構賃貸住宅については、これまでも、親族等から家賃の補給を受ける場合、通常は申込本人の収入額が機構の定める収入額の2分の1以上あることを要し、高齢者、障害者、母子家庭においては、2分の1に満たない場合においても可とされており、犯罪被害者等の入居優遇措置について、公営住宅における犯罪被害者等の受け入れ状況を注視した上で、その必要性を引き続き検討している。

## (2) 被害直後及び中期的な居住場所の確保

第2節2「安全の確保(基本法第15条関係)」(10)を参照。

**《基本計画において、「1～3年以内を目途に検討の結論を得て、施策を実施する」とされたもの(「1～2年以内を目指して実施する」とされたものを含む。)》**

## (3) 被害直後及び中期的な居住場所の確保

第1節2「給付金の支給に係る制度の充実等(基本法第13条関係)」(7)及び第2節2「安全の確保(基本法第15条関係)」(20)を参照。

## 公営住宅の一例



出典：国土交通省ホームページ

**《基本計画において、「法律所定の検討時期等に併せて施策を実施する」とされたもの》**

## (4) 被害直後及び中期的な居住場所の確保

第2節2「安全の確保(基本法第15条関係)」(23)を参照。

## 4 雇用の安定(基本法第17条関係)

**《基本計画において、「速やかに実施する」とされたもの》**

### (1) 事業主等の理解の増進

厚生労働省において、犯罪被害者等に対する十分な理解に基づき、トライアル雇用事業の適正な運用、雇用管理に係るきめ細かな相談援助、公共職業安定所における求職者に対するきめ細かな就職支援に努めるとともに、雇用管理講習会や公共職業安定所職員に対する研修において犯罪被害者等に係るテーマを取り上げることとされた。

犯罪被害者が母子家庭の母等である場合に、当該者を一定期間試行雇用することにより、その適性や業務遂行性を見極め、当該者と求人事業主との相互理解を促進することを

通じて、当該者の早期就職の実現を目的としたトライアル雇用事業(「試行雇用奨励金」の支給)を引き続き実施している。平成17年度の支給実績(母子家庭の母等試行雇用奨励金全体)は、254人に対し約3,400万円となっている。

独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成14年12月13日法律第170号)第11条第1項第3項に基づき、独立行政法人雇用・能力開発機構が行う中小企業事業主等に対する雇用管理の改善に関する相談等において、犯罪被害者等の配置や労働条件等雇用管理に関するきめ細かな相談援助を行うこととしている。平成18年6月末現在、事業主からの犯罪被害者等の雇用管理に関する相談は、寄せられていない。また、雇用管理講習会において犯罪被